平成２７年（フ）第３７４９号
大阪府大東市諸福５丁目12番12号　アールアッシュ39―203号、前住所大阪市鶴見区安田２丁目６番16号
債務者　水田　隆昭（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５９０号
大阪市平野区長吉出戸２丁目１番８―705号
債務者　志垣　由里
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３９号
栃木県真岡市高勢町２丁目89番地１　レオネクストチェリーブロッサム108号
債務者　千田　瑞穂
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３３号
熊本県菊池市隈府1510番地　音町団地33棟471号、住民票上の住所熊本県山鹿市平山3900番地５
債務者　竹内　優喜
1　決定年月日時　平成27年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前11時45分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第１２０３号
福岡市西区野方１丁目10番27号、前住所福岡市西区下山門２丁目４番３―205号
破産者　東　健太郎
1　破産債権の届出期間　平成27年12月11日まで
2　一般調査期日　平成27年12月22日午後２時
平成27年11月17日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２６２号
福岡県朝倉市一木117番地　朝日屋アパート２　１号
破産者　中島　末光
1　破産債権の届出期間　平成27年12月18日まで
2　一般調査期日　平成28年１月15日午後３時15分
平成27年11月19日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２７号
熊本県葦北郡津奈木町大字津奈木1641番地、前住所鹿児島県伊佐市大口里2766番地１　県営高校西団地２―402
破産者　福本　大地（旧姓倉本）
1　破産債権の届出期間　平成27年12月18日まで
2　一般調査期日　平成28年２月２日午後１時20分
平成27年11月24日　熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第８号
広島県三次市三和町羽出庭2671番地、開始決定時の住所広島県三次市三和町敷名1454番地14
破産者　松山　俊秋
1　破産債権の届出期間　平成27年12月22日まで
2　一般調査期日　平成28年１月15日午前10時30分
平成27年11月20日　広島地方裁判所三次支部

平成２７年（フ）第７９号
鹿児島県姶良市増田342番地　市営三船団地３棟404号
破産者　荒垣久美子（旧姓吉満）
1　破産債権の届出期間　平成27年12月24日まで
2　一般調査期日　平成28年１月18日午前11時
平成27年11月24日
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第２２号
岡山県津山市野介代1502番地２、従前の住所兵庫県姫路市木場前中町51番地５
破産者　神田　明郎
1　破産債権の届出期間　平成27年12月25日まで
2　一般調査期日　平成28年２月19日午前10時
平成27年11月20日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１７号
大阪府南河内郡千早赤阪村大字中津原372番地、前住所大阪府松原市天美我堂３丁目130番地の２―108号
破産者　木下　　豊
1　破産債権の届出期間　平成28年１月７日まで
2　一般調査期日　平成28年２月１日午前11時30分
平成27年11月20日
大阪地方裁判所堺支部破産係

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第２０６７号
東京都渋谷区南平台町５番６号
清算株式会社　軽井沢駅前土地株式会社
代表清算人　田中　利生
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ヒ）第２０６８号
東京都新宿区高田馬場４丁目40番11号
清算株式会社　森谷健康食品株式会社
代表清算人　岩﨑　　稔
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ヒ）第１００６号
兵庫県三田市駅前町19番14号
清算株式会社　内田総合設備株式会社
代表清算人　内田　知洋
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（ヒ）第１００１号
岡山県津山市山下98番地の２
清算株式会社　株式会社津山国際ホテル
代表清算人　木住　勝美
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岡山地方裁判所津山支部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２７年（再）第３号
札幌市豊平区美園10条７丁目２番１号
再生債務者　株式会社とっぴい
1　決議に付する再生計画案　平成27年10月22日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　書面投票及び債権者集会による投票
3　書面投票の期間　平成27年12月24日まで
4　債権者集会
⑴　期日　平成28年１月７日午後３時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
5　議決権を不統一行使する場合の通知期限　平成27年12月17日まで
平成27年11月19日
札幌地方裁判所民事第４部

再生計画認可

平成２７年（再）第２号
札幌市白石区平和通４丁目南１番19―201号
再生債務者　西川　芳宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年10月28日までに書面投票による決議により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成27年11月19日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再）第１号
長崎市長浦町2691番地４
再生債務者　株式会社溝口興業
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年11月18日までに書面による決議により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成27年11月19日　　長崎地方裁判所民事部